

令和 5 年度  
(令和 4 年度実績報告)

## 事業概要

さいたま市障害者更生相談センター

# 目 次

第1	さいたま市障害者更生相談センターの概要	
1	名称及び所在地	1
2	設置目的	1
3	沿 革	2
4	施設の概要	2
5	組織及び職員配置	3
6	さいたま市障害者更生相談センター条例	4
第2	業務の内容（身体障害・知的障害）	
1	実施業務	5
2	判定相談業務の日程	5
3	ケースカンファレンス・判定会議	5
4	更生相談の流れ	6
5	入所調整の流れ	8
6	訪問事業	9
7	その他の地域支援	12
8	研修会の開催等	13
9	手帳認定	15
第3	相談・判定等取扱い状況（身体障害・知的障害）	
1	身体障害者更生相談件数	17
2	知的障害者更生相談件数	21
3	手帳交付件数	23
第4	高次脳機能障害者に関する事業及び相談件数	
1	高次脳機能障害者支援係（高次脳機能障害者支援センター）の事業内容	24
2	研修会の開催等	25
3	普及啓発	26
4	高次脳機能障害に関する相談件数	27
第5	調査・研究	
1	「視覚障害の業務説明会に関するアンケート調査」	28



# 第1 さいたま市障害者更生相談センターの概要

## 1 名称及び所在地

- (1) 名称 さいたま市障害者更生相談センター
- (2) 所在地 〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1（大宮区役所4階）
- (3) 電話 048-646-3128 FAX 048-646-3163  
e-mail syogaisha-kosei-sodan@city.saitama.lg.jp



## 2 設置目的

身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所並びに知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所を一体的に設置し、総合的に運営することにより、身体障害者、知的障害者及びその家族等からの、専門的な知識及び技術等を必要とされる相談に応じ、その福祉の向上を図ることを目的とする。

### 3 沿 革

開設に先立ち、平成14年4月から平成16年2月まで埼玉県総合リハビリテーションセンターに職員を派遣し、補装具の処方及び適合判定、障害者手帳判定及び認定業務等の専門的・技術的部門の実務研修を実施し、併せて、平成15年4月に更生相談所準備室を設置し、開設の準備を進めた。

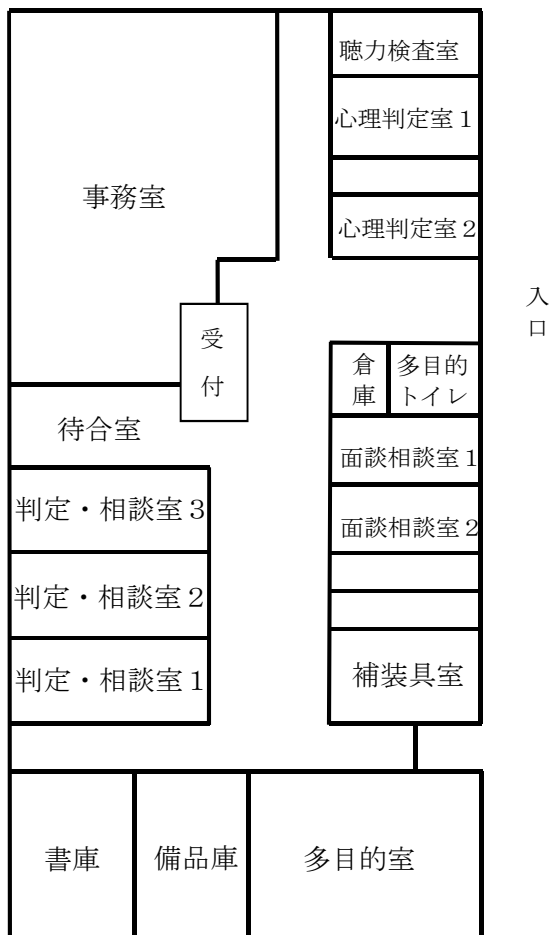
平成16年4月1日、更生援護の専門的・技術的部門の拠点として、機能が十分に発揮できることを念頭に、また、市内の障害者の実情、交通の利便性等を考慮し、大宮区役所4階に開設した。(令和元年5月新庁舎に移転)

平成25年度から高次脳機能障害者支援事業を開始し、令和元年5月7日に「高次脳機能障害者支援センター」を高次脳機能障害者支援係内に開設した。

### 4 施設の概要

- (1) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階 (大宮区役所)
- (2) センター専用部分 4階一部 435㎡

センター平面図



## 5 組織及び職員配置

令和4年4月1日現在

所長	1	
<b>身体障害係</b>		
係長	1	
一般事務	3	
福祉	1	
理学療法士	2	
視能訓練士	1	
保健師	1	
(嘱託) 医師	15	整形外科：7 内科：6（心臓・腎臓・呼吸器・肝臓・小腸・感染症） 眼科：1 耳鼻咽喉科：1
(嘱託) 義肢装具士	3	
(嘱託) 作業療法士	2	
(嘱託) 理学療法士	1	
<b>知的障害係</b>		
所長補佐兼係長	1	
福祉	2	
心理	2	
(嘱託) 精神科医	5	
<b>高次脳機能障害者支援係（高次脳機能障害者支援センター）</b>		
所長補佐兼係長	1	
心理	1	
精神保健福祉士	1	
言語聴覚士	1	
(嘱託) 精神科医	2	
(嘱託) 作業療法士	1	

## 6 さいたま市障害者更生相談センター条例

平成15年12月25日

条例第72号

改正 平成18年3月23日条例第12号

平成25年3月19日条例第8号

平成30年12月27日条例第60号

(設置)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、さいたま市障害者更生相談センター（以下「相談センター」という。）をさいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1に設置する。

(業務)

第2条 相談センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する業務（同法第10条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務に限る。）に関する事。
- (2) 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ロ及びハに掲げる業務に限る。）に関する事。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第2項及び第3項、第26条第1項並びに第74条に規定する業務に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第8号抄）

附 則（平成30年12月27日条例第60号抄）

(施行期日)

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

## 第2 業務の内容（身体障害・知的障害）

### 1 実施業務

- (1) 更生相談（身体障害者）
  - ア 補装具費（義手、義足、装具、車椅子、補聴器他）の支給に際して、その処方、仮合せ及び適合判定
  - イ 自立支援医療（障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、生活上の便宜を増すことを目的とした更生医療）の判定
- (2) 更生相談（知的障害者）
  - ア 療育手帳の判定
  - イ （判定内容をふまえた上での）知的障害者への理解や関わりに関する助言
- (3) 施設入所調整  
指定障害者支援施設等入所の調整
- (4) 訪問事業（在宅）  
福祉用具や家屋改修、介護方法などについて家庭訪問による専門的・技術的助言や臨床心理学・社会福祉学に基づいた助言
- (5) 訪問事業（施設）  
障害者施設などに職員を派遣して、施設職員への専門的・技術的助言
- (6) 研修会の開催等  
福祉事務所職員研修、専門技術研修、専門技術研修等への講師派遣
- (7) 身体障害者手帳認定・療育手帳の交付決定

### 2 判定相談業務の日程

内 容	実施日
肢体更生相談	月 7 回
知的更生相談（新規）	月 4 回
知的更生相談（再判定）	随 時
聴覚更生相談	月 1 回
更生医療（内部）	感染症：月 1 回 腎臓：月 1 回 その他：随時
視覚更生相談	随時
電動車椅子走行チェック	随時

### 3 ケースカンファレンス・判定会議

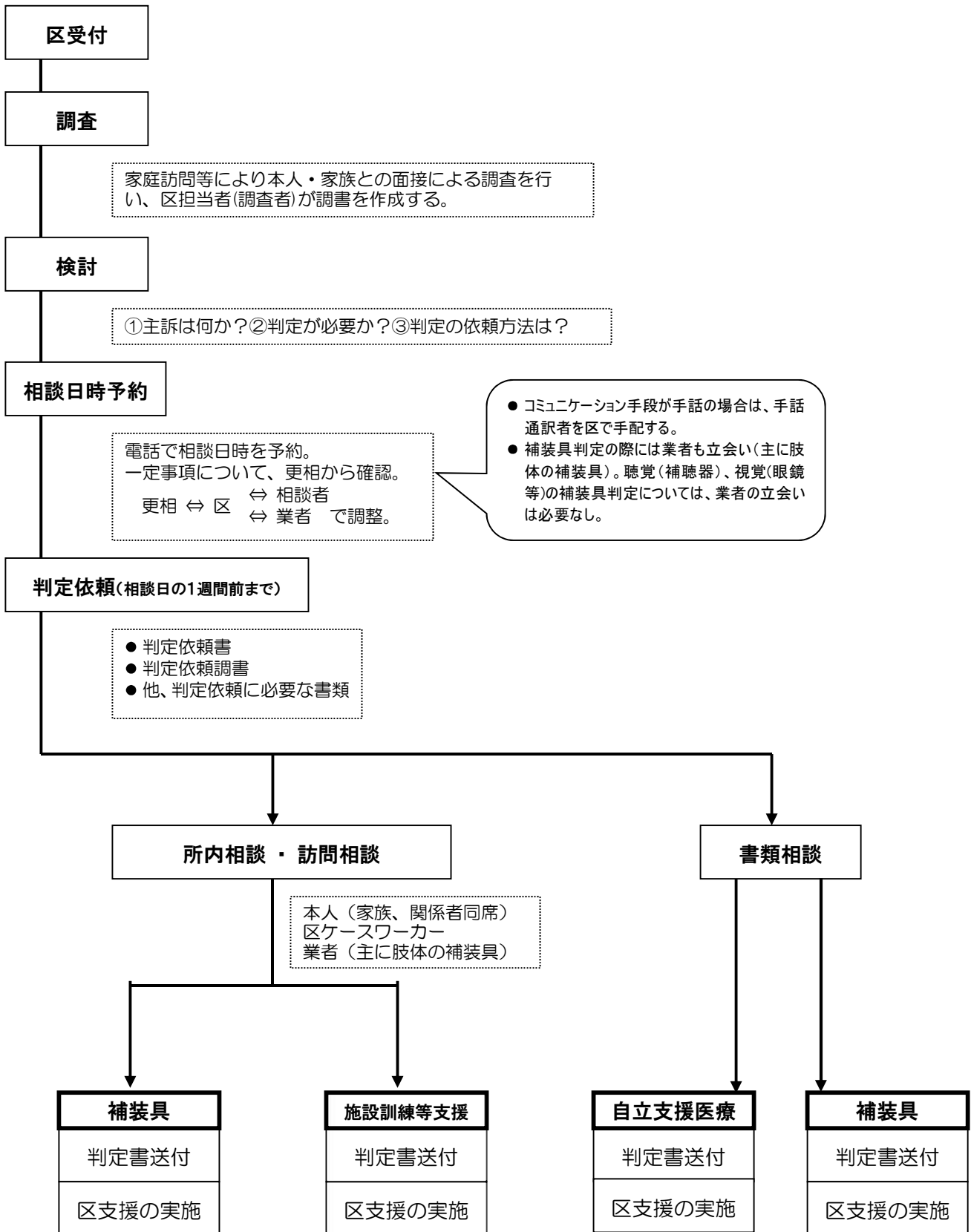
肢体更生相談では、福祉事務所の判定依頼を受け、相談の約1週間前に、医学的、社会的状況などの情報をケースカンファレンスにて共有を行い、適切な補装具相談が行えるよう事前準備を行っている。

知的更生相談では、事前にケースカンファレンスを行い、判定後は全ケースに対して所長以下、知的障害係職員が出席して平均週1回開催の判定会議を行って最終決定している。

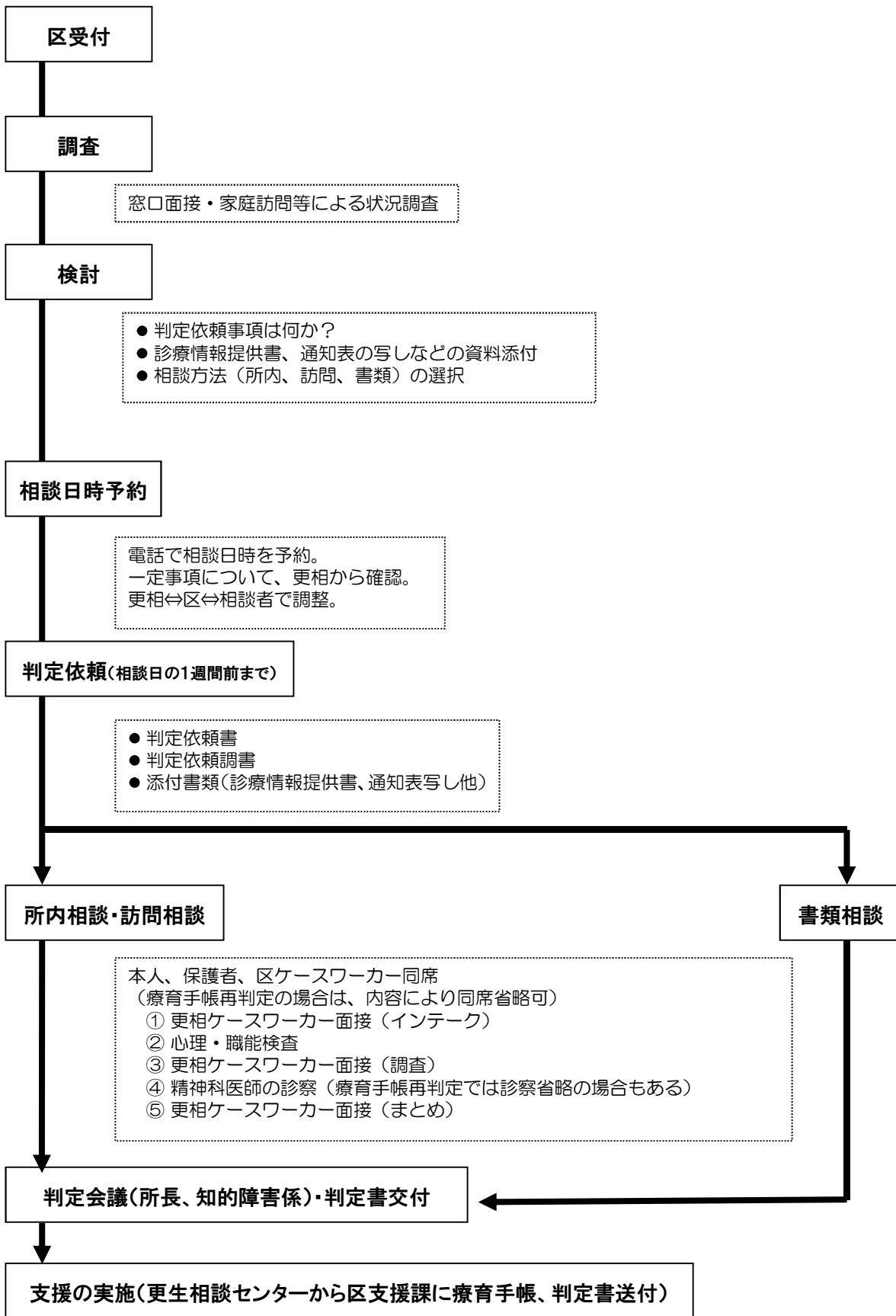


## 4 更生相談の流れ

### (1) 身体障害者



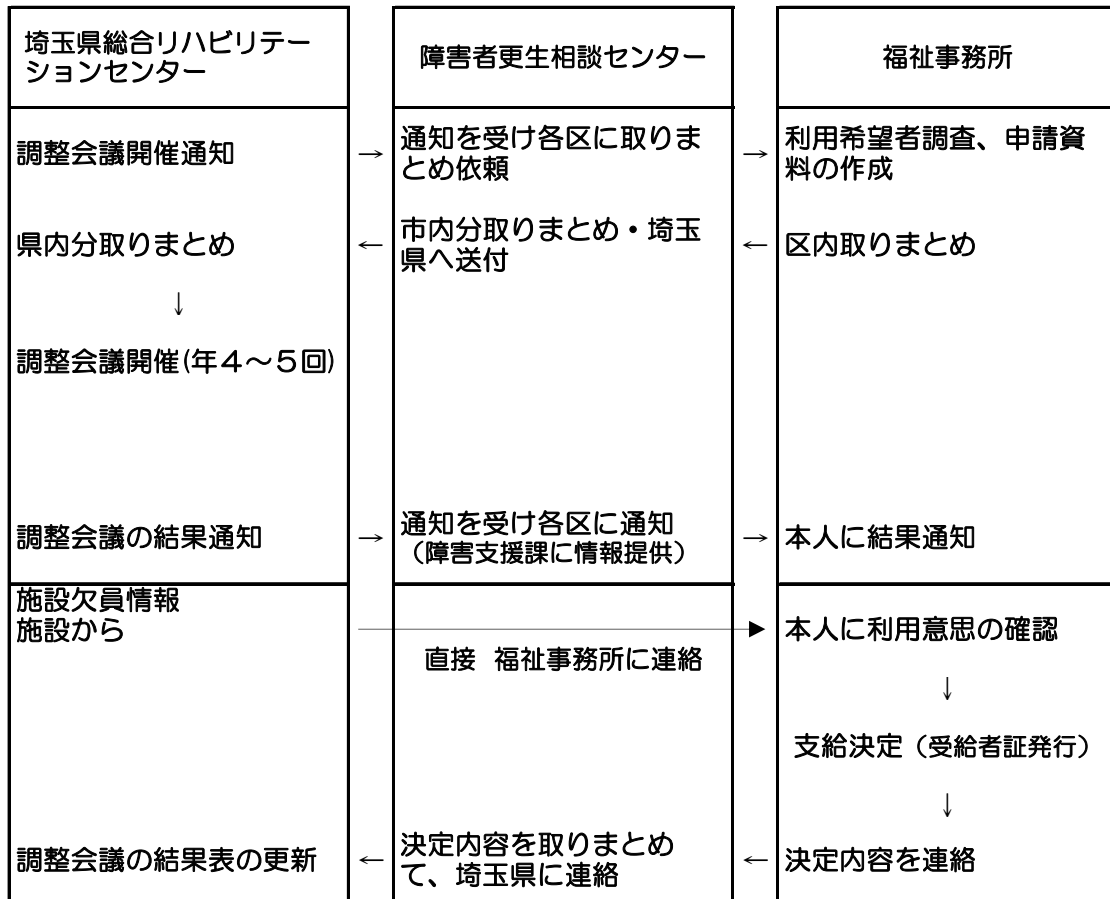
(2) 知的障害者



## 5 入所調整の流れ

指定障害者支援施設等の入所の適正・公平な実施を期するため「埼玉県身体障害者関係指定障害者支援施設等入所調整実施要綱」及び「埼玉県知的障害者関係指定障害者支援施設等入所調整実施要綱」に基づいて実施している。

埼玉県からの調整会議通知を受け、各福祉事務所へ利用希望調査を求め、当センターがとりまとめたものを埼玉県へ送付している。



施設入所調整件数・施設種別対象者数

施設種別	年度	調整者数	入所者数	待機者数
身体障害者関係 指定障害者支援施設	3年度	3	1	31
	4年度	3	2	28
知的障害者関係 指定障害者支援施設	3年度	20	5	230
	4年度	10	4	225

## 6 訪問事業

### (1) 在宅身体障害者・知的障害者等訪問相談事業

身体・知的障害者又は身体・知的障害を有する者及びその家族等からの相談に対して福祉事務所等の職員が行う家庭訪問等に、センター職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、心理職等）が同行して専門的な助言等を行うことにより、地域の身体・知的障害者等の在宅生活の向上を図る。

事業の内容は、福祉用具、家屋改修、介護方法等に関する専門的な助言等の他、臨床心理学に基づいた面接、行動観察、諸検査、聴き取り調査等を通じ、個々に応じた支援・対応策について指導、助言を行う。ただし、機能訓練等、継続的な訪問は行わない。

#### 在宅訪問相談件数

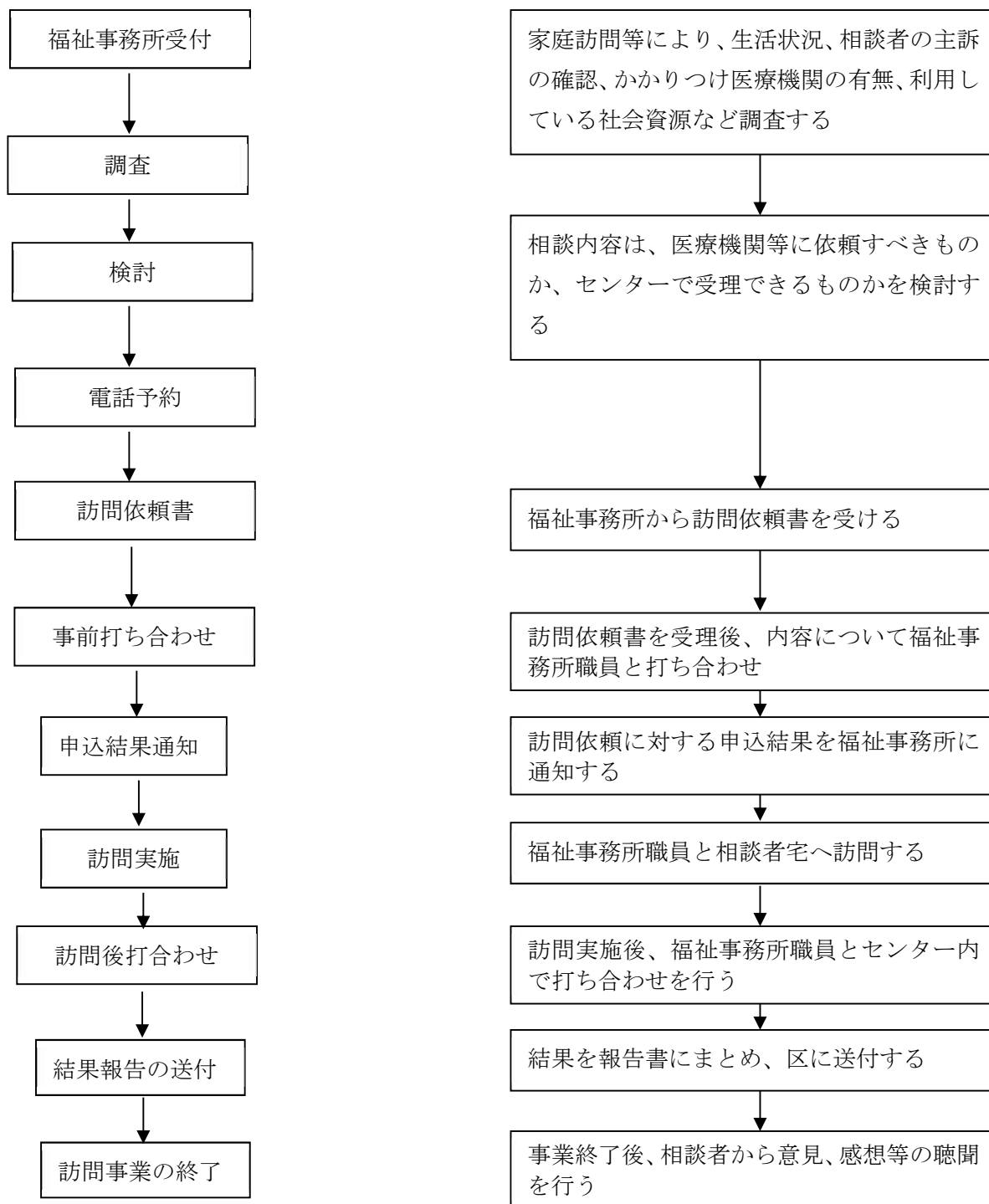
内容	疾患/障害名	相談件数		訪問延べ回数	
		3年度	4年度	3年度	4年度
コミュニケーション機器	筋萎縮性側索硬化症（ALS）	3	6	3	7
	多系統萎縮症	0	1		
車椅子・電動車椅子	筋ジストロフィー症	1	2	8	4
	脳性麻痺	4	0		
	脳梗塞	1	0		
	脊髄損傷	0	0		
	遺伝性ジストニア	0	1		
	ガラクトシアリドーシス	1	0		
義肢・装具	足壊疽	0	1	0	2
	脳梗塞	0	1	0	1
福祉用具	脳性麻痺	1	0	1	0
住宅改修	頸髄損傷	1	0	2	0
合計		12	12	14	14

※施設に訪問した場合でも、本人支援が中心であれば、在宅訪問で計上している。

（施設職員に対する支援は「施設訪問相談事業」として実施）

※電動車椅子の走行チェックについては判定の一環として行っているため、在宅訪問としての計上は行っていない。

## 在宅訪問事業の流れ



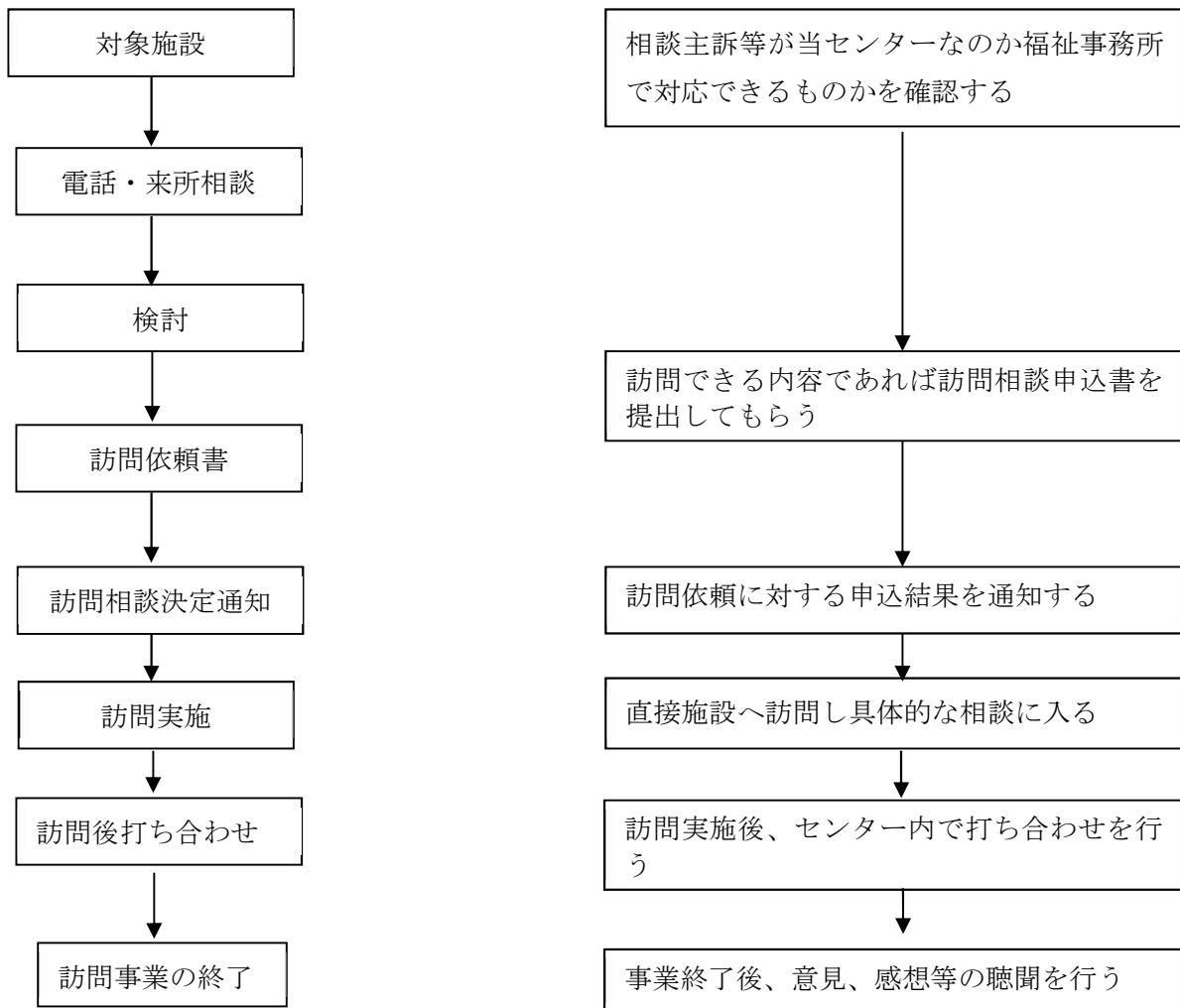
## (2) 施設訪問相談事業

老人福祉施設、障害福祉サービス事業所、グループホーム、ケアホーム等にセンター職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、心理職等）が訪問して、障害者の特性理解と、対応方法の専門的な助言等を施設職員へ行うことにより障害者の福祉向上を図る。

### 施設訪問相談件数

対象施設	相談対象の疾患／ 障害名	相談 件数	訪問のべ 回数	訪問職員
障害福祉サービス事業所	知的障害	0	0	心理職・ケースワーカー
グループホーム	重複障害（知的・身体）	1	1	理学療法士・ケースワーカー

### 施設訪問事業の流れ



## 7 その他の地域支援

### (1) サービス調整会議等への参加

区で定期に開催されるサービス調整会議等に、主に知的障害係員、高次脳機能障害者支援係員が出席して関係機関の支援を行っている。

出席回数：33回

### (2) 相談対応

身体障害に関する相談では、福祉事務所等から補装具や更生医療に関する問合せがあるため、福祉事務所向けに資料を作成し、情報提供を行っている。

知的障害に関する相談では、療育手帳の受付窓口からの問い合わせが主だが、本人・家族からの申し出により、判定結果を支援機関に情報提供するなどの対応も行っている。その他、知的障害者の生活面の相談を受けた福祉事務所や施設などへのアドバイスも行っている。

## 8 研修会の開催等

### (1) 研修会の実施（身体障害係・知的障害係）

#### ア 新任職員研修

	研修内容	実施日	対象者	参加
第1回	①身体障害者手帳 ②補装具費支給制度 ③聴覚障害と補聴器 ④義肢装具	5月20日	区役所支援課障害福祉係新任職員 障害支援課新任職員 障害政策課新任職員	23名
第2回	①重度障害者用意思伝達装置 ②更生医療 ③車椅子・座位保持装置	5月27日	区役所支援課障害福祉係新任職員 障害支援課新任職員 障害政策課新任職員	24名
第3回	①療育手帳 ～支援課での手続きを中心に～ ②療育手帳判定と知的障害の理解 ※高次脳機能障害研修と同日開催	6月3日	区役所支援課障害福祉係新任職員 障害者生活支援センター職員	29名

#### イ 専門研修

研修名	研修内容	実施日	講師	対象者	参加
スキルアップ研修会 (業務説明会)	複数支給 自宅訪問 補聴器 等	10月28日	身体障害係員	区役所支援課障害福祉係職員 障害支援課職員	9名
スキルアップ研修会 (業務説明会)	義肢装具 重度障害者用意思伝達装置 電動車椅子 等	11月7日	身体障害係員	区役所支援課障害福祉係職員 障害支援課職員	10名
スキルアップ研修会 (業務説明会)	身体障害者手帳 視覚障害 更生医療 等	12月16日	身体障害係員	区役所支援課障害福祉係職員 障害支援課職員	12名
知的障害者支援者研修	「わが子の【障害受容】と家族支援」	11月17日	和光大学 現代人間学部心理教育学科 教授 一瀬小百合先生	障害福祉に携わるさいたま市職員等	26名



(2) 視察・実習等の受け入れ

①研修や実習等の受け入れ

実習内容	年度	受け入れ先・期間・人数等
更生相談所の役割と実務他	令和3	埼玉県立大学 (8月10日～9月3日) 2名
同上	令和4	埼玉県立大学 (8月15日～8月31日) 2名

②見学・視察の受け入れ

なし

(3) 身体障害者福祉法第15条指定医師研修会

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師に対して、身体障害者福祉についての一層の理解と協力を得るとともに、障害程度診断における評価・判定の統一性を確保するために、身体障害者手帳診断書作成の実務に即した専門研修会を開催した。埼玉県、川越市、越谷市、川口市、当市による共催である。

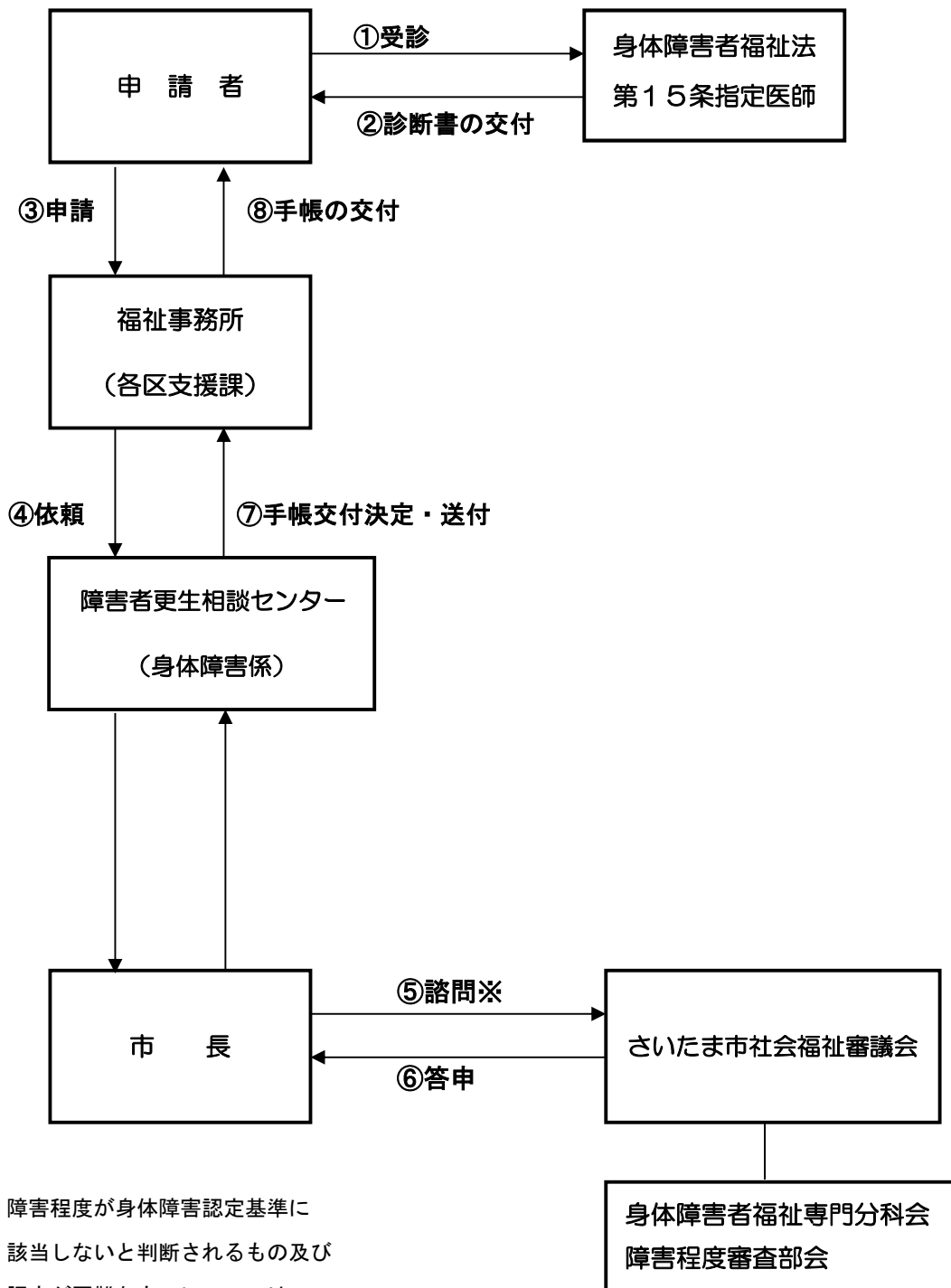
開催日 令和5年1月22日(日)、1月29日(日)

会場 さいたま共済会館、全電通埼玉会館

内容 視覚障害、聴覚障害(音声・言語障害、平衡機能障害、そしゃく機能障害含む)、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害、肝臓機能障害

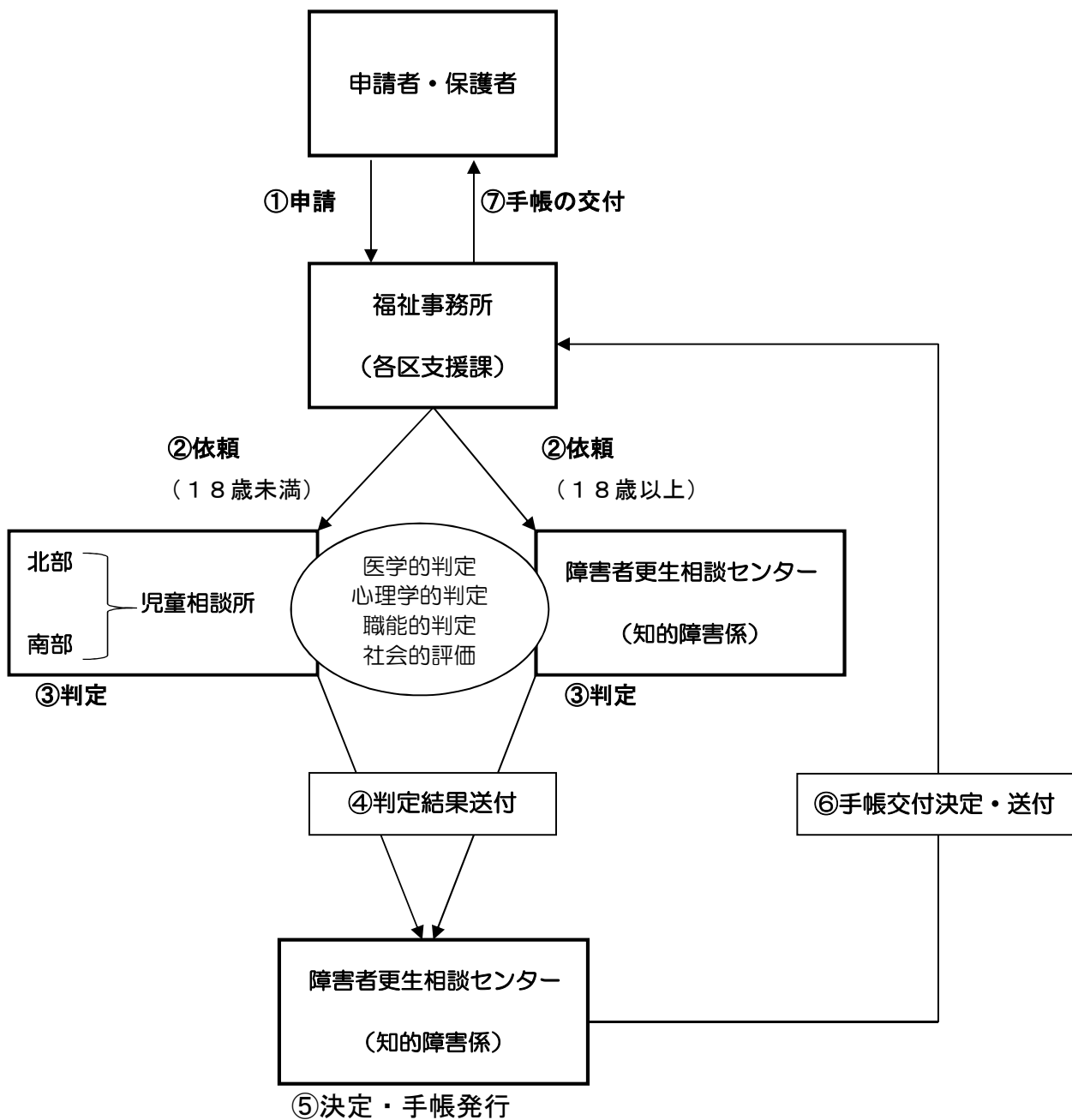
## 9 手帳認定

### <身体障害者手帳認定業務>



※ 障害程度が身体障害認定基準に  
該当しないと判断されるもの及び  
認定が困難なものについては、  
社会福祉審議会に諮問のうえ決定。

<療育手帳判定業務>



### 第3 相談・判定等取扱い状況（身体障害・知的障害）

#### 1 身体障害者更生相談件数

##### (1) 身体障害者更生相談件数（内容別）

（実件数）

適合判定件数

区分	年度	自立支援医療 (更生医療)	補装具	その他	計
所内	3年度	0	135	0	135
	4年度	0	132	0	132
書類	3年度	325	285	0	610
	4年度	355	309	0	664
巡回	3年度		0	0	0
	4年度		0	0	0
計	3年度	325	420	0	745
	4年度	355	441	0	796

令和4年度	106件
-------	------

##### (2) 身体障害者更生相談件数 補装具

（実件数）

区分	年度	視覚	聴覚	音声・ 言語・ そしゃく	肢体	心臓	呼吸器	難病	計
所内	3年度	0	7	0	128	0	0	0	135
	4年度	0	5	0	127	0	0	0	132
書類	3年度	0	230	0	50	0	0	5	285
	4年度	0	242	0	61	0	0	6	309
巡回	3年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	4年度	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3年度	0	237	0	178	0	0	5	420
	4年度	0	247	0	188	0	0	6	441

##### (3) 身体障害者更生相談件数（区別）

（実件数）

	西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	他市	計
所内(補装具)	14	25	10	23	13	6	14	10	10	7	0	132
書類(補装具)	31	46	43	39	18	26	13	34	26	33	0	309
巡回(補装具)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
書類(更生医療)	22	34	23	58	37	26	30	46	33	46	0	355
計	67	105	76	120	68	58	57	90	69	86	0	796

(4) 身体障害者更生相談件数 自立支援医療（更生医療） (実件数)

区分	年度	視覚	聴覚	音声・言語 ・そしゃく	肢体	心臓	じん臓	小腸	免疫	肝臓	計
書類	3年度	0	1	7	0	2	287	0	28	0	325
	4年度	0	1	7	0	0	329	0	16	2	355

(5) 身体障害者更生相談 自立支援医療（更生医療）判定状況

(1枚の判定書で複数判定あり)

障害名	内 容	3年度	4年度
視覚障害		0	0
聴覚障害	人工内耳埋込術	1	1
音声・言語障害		0	0
そしゃく機能 障害	歯科矯正	7	5
	上下顎骨形成術	0	1
	変形外鼻手術	0	1
肢体不自由		0	0
心臓機能障害	肺動脈弁置換術	1	0
	心臓再同期療法	1	0
じん臓機能障害	人工透析療法	257	301
	腹膜透析療法	16	12
	腎移植術	8	11
	腎移植後の抗免疫療法	17	22
小腸機能障害		0	0
免疫機能障害		28	16
肝臓機能障害	肝臓移植後の抗免疫療法	0	2
合 計		336	372

(6) 身体障害者更生相談 補装具判定状況 (1枚の判定書で複数判定あり)

				所内	書類	巡回	合計	
義肢	義足	殻構造	足根中足義足	1	0	0	23	
		骨格構造	大腿義足	2	2	0		
			下腿義足	17	1	0		
装具	上肢装具	B. F. O		2	0	0	89	
	下肢装具	短下肢装具		45	34	0		
		足底装具		8	0	0		
座位保持装置		車椅子機能付		15	8	0	34	
		電動車椅子機能付		7	3	0		
		その他		1	0	0		
その他	補聴器	高度難聴用耳かけ型		1	193	0	267	
		高度難聴用ポケット型		0	7	0		
		重度難聴用耳かけ型		4	49	0		
		重度難聴用ポケット型		0	4	0		
		耳あな型 (オーダーメイド)		3	1	0		
		ロジャー		3	1	0		
		クロス補聴器 (送信機)		1	0	0		
	車椅子	普通型 (レディメイド含む)		16	7	0	36	
		手押し型A		0	1	0		
		ティルト式手押し型		3	1	0		
		ティルト式普通型		0	1	0		
		リクライニング・ティルト式手押し型		3	3	0		
		リクライニング・ティルト式普通型		0	1	0		
	電動車椅子	簡易型切替式 (普通型)		12	2	0	19	
		簡易型切替式 (その他)		1	0	0		
		簡易型アシスト式		1	0	0		
		普通型		1	0	0		
		電動ティルト式普通型		1	0	0		
		電動リクライニング式普通型		1	0	0		
	重度障害者用意思伝達装置				0	6	0	6
	合計				149	325	0	474
補装具判定で不相当としたもの							0	

(7) 特例補装具審査会審査内容

No	開催月	特 例 補 装 具	結果
1	4月	座位保持装置（構造フレーム：車椅子リクライニング・ティルト式手押し型） クッション（特殊な空気室構造のもの）	適
		座位保持装置（構造フレーム：電動車椅子簡易型切替式ティルト式手押し型） ①スイッチボックス別箱 ②テーブル改造	①適 ②否
2	6月	車椅子ティルト式手押し型（オーダーメイド） 完成用部品： ①「支持部 頭部 サンライズメディカルPRO-A-PLUSH」 ②「身体保持部品 ベルト部品 ホટેイルイントHB405-M46-A2」 ③「身体保持部品 ベルト部品 ホટેイルイントSH351M/L」	適
3	7月	座位保持装置（構造フレーム：車椅子リクライニング・ティルト式手押し型） 支持部 骨盤・大腿部改造（防水加工）	適
		板バネ式短下肢装具 月型の延長	
4	10月	座位保持装置（構造フレーム：電動車椅子電動リクライニング・ティルト式普通型） クッション（特殊な空気室構造のもの）	適
5	11月	クロス補聴システム（クロス送信機、補聴器）、イヤモールド（左耳）、ロジャー 【ワイヤレスマイク、受信機（左耳）】 ①クロス補聴システム【クロス送信機（右耳）、補聴器（左耳）】 ②ロジャー【ワイヤレスマイク、受信機（左耳）】	適
		座位保持装置（構造フレーム：電動車椅子電動リクライニング・ティルト式普通型） ①完成用部品「支持部 足部 ペルモビール 1826749」 ②リトラクタブル（パラレルマウント）	①否 ②適
6	1月	座位保持装置（構造フレーム：電動車椅子電動リクライニング・ティルト式簡易型切替式手押し型） ①構造フレーム（電動車椅子電動リクライニング・ティルト式簡易型切替式手押し型） ②スイッチボックス別箱（リクライニング・ティルト用）	適

## 2 知的障害者更生相談件数

### (1) 知的障害者更生相談 判定書交付件数

区分	年度	療育手帳	その他	計
所内	3年度	256	0	256
	4年度	256	0	256
書類	3年度	191	0	191
	4年度	70	0	70
巡回	3年度	3	0	3
	4年度	1	0	1
計	3年度	450	0	450
	4年度	327	0	327

※訪問判定については巡回に計上しています。  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応（①次回判定年月が令和2年3月～令和3年2月の方に対して再判定時期を1年延期、②次回判定年月が令和3年3月～令和4年2月で希望する方に対して書類判定を実施）により、令和3年度の書類および合計の件数が多くなっています。

### (2) 知的障害者更生相談件数（相談内容別） ※内容重複あり

区分	年度	施設	職親・委託	職業	医療・保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
所内	3	0	0	0	0	0	0	256	0	256
	4	0	0	0	0	0	0	256	0	256
書類	3	0	0	0	0	0	0	191	0	191
	4	0	0	0	0	0	0	70	0	70
巡回	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	3	0	0	0	0	0	0	450	0	450
	4	0	0	0	0	0	0	327	0	327

### (3) 知的障害者更生相談件数（判定内容別）

区分	年度	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
所内	3	70	256	0	0	326
	4	53	256	0	0	309
書類	3	0	0	0	191	191
	4	0	0	0	70	70
巡回	3	2	3	0	0	5
	4	0	1	0	0	1
計	3	72	259	0	191	522
	4	53	257	0	70	380



(4) 療育手帳判定件数（程度別）

区分		年度	㊦	A	B	C	非該当	計
所内	新規	3	0	3	19	38	4	64
		4	0	2	20	29	0	51
	再判定	3	26	49	62	54	1	192
		4	45	43	47	68	2	205
	小計	3	26	52	81	92	5	256
		4	45	45	67	97	2	256
書類	新規	3	1	3	13	36	0	53
		4	5	6	10	43	0	64
	再判定	3	66	14	12	46	0	138
		4	3	1	0	2	0	6
	小計	3	67	17	25	82	0	191
		4	8	7	10	45	0	70
巡回	新規	3	0	0	2	0	0	2
		4	0	0	0	0	0	0
	再判定	3	0	1	0	0	0	1
		4	1	0	0	0	0	1
	小計	3	0	1	2	0	0	3
		4	1	0	0	0	0	1
計		3	93	70	108	174	5	450
		4	54	52	77	142	2	327

(5) 療育手帳判定件数（区別）

区別		西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	計
所内	新規	7	5	2	10	1	6	5	4	5	6	51
	再判定	19	33	11	25	12	16	26	19	20	24	205
	小計	26	38	13	35	13	22	31	23	25	30	256
書類	新規	3	9	6	11	7	1	5	8	5	9	64
	再判定	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	6
	小計	3	9	6	11	7	1	5	11	5	12	70
巡回	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	再判定	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計		29	47	19	46	20	23	36	34	31	42	327

### 3 手帳交付件数

#### (1) 身体障害者手帳所持者数

令和5年4月1日現在

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計 (人)
視覚	18歳未満	10	4	4	9	4	1	32
	18歳以上	704	789	146	203	350	97	2,289
聴覚・平衡機能	18歳未満	2	81	14	13	0	34	144
	18歳以上	143	610	337	853	12	1,027	2,982
音声・言語・そしゃく	18歳未満	0	0	2	2	-	-	4
	18歳以上	55	26	293	147	-	-	521
肢体不自由	18歳未満	269	112	73	41	19	8	522
	18歳以上	3,060	3,054	3,121	4,019	1,084	631	14,969
内部	18歳未満	87	3	41	23	-	-	154
	18歳以上	7,515	175	1,325	2,642	-	-	11,657
小計	18歳未満	368	200	134	88	23	43	856
	18歳以上	11,477	4,654	5,222	7,864	1,446	1,755	32,418
計(人)		11,845	4,854	5,356	7,952	1,469	1,798	33,274

#### (2) 療育手帳所持者数

令和5年4月1日現在

区分	㊦	A	B	C	計(人)
18歳未満	433	542	539	1,240	2,754
18歳以上	1,416	1,363	1,819	1,693	6,291
計(人)	1,849	1,905	2,358	2,933	9,045

## 第4 高次脳機能障害者に関する事業及び相談件数

### 1 高次脳機能障害者支援係（高次脳機能障害者支援センター）の事業内容

#### （1）相談支援事業

高次脳機能障害者（児）や家族、関係機関からの相談（9:00～16:00）を受け、困りごと・心配ごとの軽減や目標に向けた相談支援を行っている。

#### （2）支援者向け研修会の開催事業

市職員や関係支援機関の職員等を対象とした研修会を開催している。

#### （3）グループ活動事業等

当事者グループ活動や家族教室、ピアサポーター養成講座を開催している。

#### （4）当事者会・家族会の活動支援事業

当事者・家族が主となって開催する相談会や定例会に職員が参加し、活動支援を行っている。

#### （5）普及啓発事業

ポスターやパンフレット等を作成し、医療機関等の関係機関へ配布している。また、市民等を対象とした理解促進セミナーの開催やホームページによる情報発信を行っている。

#### （6）スーパービジョン事業

専門医を講師に招き、困難事例の検討等を行っている。

#### （7）ネットワーク作り事業

医療機関等の関係機関や埼玉県高次脳機能障害者支援センター等の職員の参加を募り、座談会を行っている。

#### （8）情報収集・分析・統計事業

高次脳機能障害者の医療・福祉に関する情報を各関係機関より収集・分析等を行っている。また、他の自治体の情報等についても同様に行っている。

#### （9）その他

高次脳機能障害者の相談支援では、相談内容を係内にて情報共有するとともに、対応等を検討するためにケースカンファレンスを行っている。

## 2 研修会の開催等

(1) 専門研修：関係機関職員等を対象に研修会を開催した。

研修名	テーマ	開催日	講師	対象者	参加者
新任職員研修	高次脳機能障害の理解 ※知的障害研修と同日開催	①6月3日 AM ②6月3日 PM	高次脳機能障害者 支援係職員	各区支援課、 各区障害者生活支援センター等	①13名 ②16名
高次脳機能障害支援者研修	①地域共生社会を目指した地域包括ケアの土台作り～高次脳機能障害を中心に～ ②高次脳機能障害～先進的、生活と人生へのアプローチ～	2月20日～ 3月10日 YouTubeによるオンデマンド配信	①タムス浦安病院 竹内 正人氏 ②同病院 有賀 美紀氏	医療、保健、福祉、教育、介護等の支援従事者	申込者数 144名 再生回数 383回
高次脳機能障害ピアサポーター養成講座	高次脳機能障害についての基礎知識とピアサポートについて、話を聴くにあたっての基本的な約束事等を学ぶ ほか	①12月17日 ②12月24日	①障害者支援施設 梅ヶ丘サービス管理責任者 四ノ宮 美恵子氏 ②未来の会 市川 剛氏 ③川口市精神障害者の会よつば 片山 理氏	高次脳機能障害のご本人、ご家族で、ピアサポート活動に関心がある方	①11名 ②10名

(2) 講師派遣：関係機関等からの依頼により研修会等へ職員を派遣した。

研修名	テーマ	派遣日	派遣先	派遣職員	参加者
出前講座	高次脳機能障害ってなんだろう？	3月7日	はるばてお大宮	係職員2名	14名
さいたまマック事例検討会	事例検討	①5月10日 ②7月12日 ③9月13日 ④11月8日 ⑤1月10日 ⑥3月14日	さいたまマック (アルコール依存症リハビリテーションセンター)	係職員1名	①14名 ②22名 ③19名 ④12名 ⑤11名 ⑥18名

### 3 普及啓発

#### (1) 高次脳機能障害の理解促進を目的としたセミナー

研修名	テーマ	開催日	講師	対象者	参加者
高次脳機能障害理解促進セミナー	3回の脳出血を経験して ～音楽療法士への道～	8月27日	音楽療法士 橋本 ゆかり 氏	市内在住、 在勤、在学 の方	35名
高次脳機能障害理解促進セミナー *埼玉県と共催	①高次脳機能障害とは？ ②突然、妻が倒れたら～家族はどう高次脳機能障害に伴走すべきか～	1月21日	①埼玉県職員 ②元キャスター・ 解説委員 松本 方哉 氏	埼玉県内在住、 在勤、在学の方	市内：30名 県内：58名

#### (2) 高次脳機能障害についての理解を目的としたリーフレットの作成配布

パンフレット等の名称	内容
高次脳機能障害ブック STEP BY STEP	従来配布していた高次脳機能障害ブック「ステップ1」及び「ステップ2」を統合し、高次脳機能障害の説明や症状、対応方法や利用できるサービスやその流れを1冊にまとめた。
子どもも大人もイラストで学ぶ病気や障がい「高次脳機能障害」	従来配布していたリーフレットを増刷した。

(3) 「NPO 法人ふるすあるは」との共催で、「いろんなきもち、だいじょうぶ。」というメッセージとともに、絵画と高次脳機能障害をはじめとする障害やメンタルヘルスに関する情報を展示した。

イベントの名称	展示内容
いろんなきもち だいじょうぶ。 ～ふるすあるは絵画展&高次脳機能障害って？～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるすあるは絵画展</li> <li>・高次脳機能障害って？</li> <li>・高次脳機能障害クイズ</li> <li>・セルフケアや相談窓口に関する情報提供</li> </ul>

開催期間：令和4年8月15日（月）～21日（日） 会場：大宮図書館 1階展示スペース

#### 4 高次脳機能障害に関する相談件数

##### (1) 全体

相談者	(延べ件数)
本人	804
家族	595
関係機関	903
その他	14
計	2,316

相談内容 (重複回答あり)	(件数)
福祉サービスの利用	1,041
障害や病状の理解	396
就労	184
健康・医療・診断	535
不安や情緒	258
生活技術	256
家族・対人関係	37
社会参加・余暇	92
家計・経済	105
保育・教育	10
リハビリテーション	39
権利擁護	25
その他	107
計	3,085

##### (2) 当事者・家族会

	(延べ件数)
当事者・家族会支援	11

## 第5 調査・研究

### 1. 視覚障害の業務説明会に関するアンケート調査

日程：令和4年11月7日、令和4年12月16日

目的：視覚障害・疾病・補装具の理解、視覚障害者支援に関する知識の向上

対象者：上記日程の業務説明会を受講した職員11名

実施内容：視覚障害の理解度、視覚障害者の支援に必要な公的サービスの理解、事例検討による視覚障害者の理解等、アンケート調査を行った。

実施結果（概要）：


- ・視覚障害・疾病・補装具は、受講した職員全員が「理解できた」の評価。
- ・視覚障害者の支援は、受講した職員全員が「理解できた」の評価。
- ・事例検討では、9割以上の職員が「視覚障害者に危険が及ぶ場合は、声をかける等の、具体的な行動を起こす」と回答。  
その理由は、「視覚障害者に早く危険を知らせるため」、「(安全な場所へ)誘導する」、「声かけをして、必要なら手をひく」等の回答。  
一方で、「声をかけるタイミングが難しい」、「急な声かけで驚かせないことを優先する」、「具体的な行動はしない」等の回答も少数あった。

考察：

視覚障害・疾病・補装具の理解度、視覚障害者の支援の理解度は、概ね良好であった。そのため、福祉事務所で補装具の支給決定を行うことや、福祉事務所職員が、視覚障害者の相談・支援を行うことに支障はないと考えられる。

しかし、事例検討の調査結果によると、少数ではあるが「視覚障害者に対し、支援を行いたい、何をすれば良いかわからない。」という意見も見られた。その理由は、視覚障害者の支援に携わる機会がないこと、研修による知識向上が図れなかったこと、視覚障害者の相談・支援機関が限られ具体的な支援に結びつかないこと、等が考えられる。そのため、今後は「業務研修による知識向上」及び「視覚障害者に関する相談支援機関との連携」を行うことで、福祉事務所の視覚障害者に対する相談・支援体制の充実につながると考えられた。

## R4年度 視覚研修アンケート

③事例検討	
駅のホームで、視覚障害者が白杖をついて点字ブロックをそれて歩いていたら 電車が進入してきました。	
	① あなたなら、どのような支援をしますか。
	A. 特に何もしない。
	B. 声をかける。
	C. その他
	※ひとつだけ○をつけてください。
② ①を選択した理由をお書きください。	





令和5年度事業概要  
(令和4年度実績報告)

令和5年5月発行

編集・発行

さいたま市障害者更生相談センター

この事業概要は30部作成し、1部当たりの作成費用は295円（概算）です。